

いじめ目安箱

校長室前の廊下に、いじめ目安箱を設置しています。いじめとは「心理的・物理的な影響を与える行為」とされています。つまり、相手がいやな気持ちになったらいじめであるということです。たとえば、いやなあだ名で呼んだり、容姿や言っていることを面白がったり、無視したり、SNS上でのことであっても、学校外のことであってもいいじめになります。いじめを受けている、あるいはいじめではないかという行為を見ましたら、こちらに記入して目安箱へ投函してください。あるいは、クラッシー、コンディションレポート、Teams 等で知らせてください。早急に対応していくため、記名を必ずお願いします。

校長先生へ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled document.

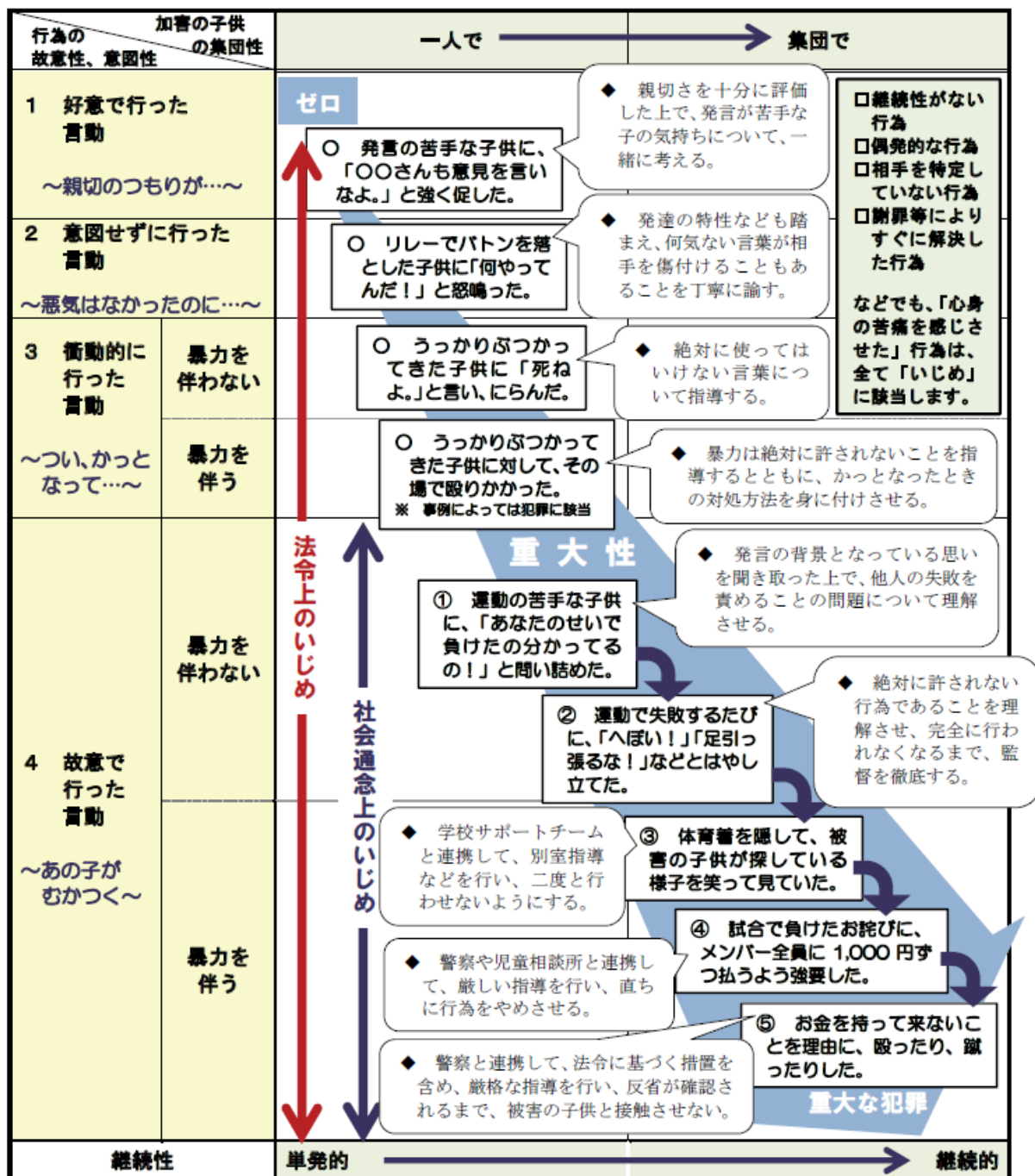
年 組 番 氏名

● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例） ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。